

**令和7年度おおい町FCVカーシェアリング実証調査業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1業務目的

おおい町内の水素製造・供給実証施設（以下、「水素施設」という。）で製造する水素の活用方法として、観光客や町内在住者向けの町内二次交通の充実を目的とした燃料電池車（以下「FCV」という。）のカーシェアリング事業モデルを実施するにあたり、①FCVカーシェアリングの実施、②①に伴う効果検証調査、③FCV普及啓発イベントの企画、運営を実施する。

2対象業務

（１）業務内容

仕様書のとおり

（２）委託期間

契約締結日から令和８年３月１９日（木）まで

（３）予算額（委託金額の上限）

２７，５９０，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

3応募資格

応募期限日において、以下のすべての要件を満たしていること。

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （２）会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始または民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- （３）おおい町から入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- （４）おおい町暴力団排除条例（平成23年おおい町条例第24号）第6条に規定する排除対象でないこと。

4スケジュール

公 募 開 始	令和7年 4月18日（金）
質問受付期限	令和7年 4月24日（木） 17時
質問回答期日	令和7年 4月28日（月）
応募期限	令和7年 5月 1日（木） 17時
1次審査（書類審査）	令和7年 5月 2日（金）～ 令和7年 5月 7日（水）
2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和7年 5月 8日（木）

審査結果通知	令和7年 5月14日（水）
契約締結	令和7年 5月下旬予定

5応募方法

（１）応募期限：令和7年5月1日（木） 17時（必着）

（２）応募方法：電子データによる提出

※メールで提出する場合、送付先は「machizukuri@town.ohi.lg.jp」だが、1通あたりの受信上限サイズは2～3メガバイト程度のため、それを超える場合は分割して送付するか、DVD等書き込んで郵送または持参により提出すること。

（３）応募書類

①提案書

提案概要をA4横判・パワーポイント20ページ以内で記載し、表紙（別紙様式1号）を添付

全体方針、調査方法、FCV調達方法、業務実施体制、関連業務実績、スケジュール等を記載すること

②会社概要

③企画提案参加資格誓約書（別紙様式3号）

④見積書

仕様書に基づいた業務実施に要する経費及びその他必要とする経費とし、明細等が分かるものとする（様式は自由）。

（４）その他

提出された提案書について、町から内容に関する質問及び補正を命じることがある。

また、提出後における提案書の追加及び変更は認めない。

6応募に関する質問

（１）方法

質問がある場合は、令和7年4月24日（木） 17時までに質問書（別紙様式2号）に質問内容を記載し、E-mailにより提出した後、電話連絡すること。

（２）回答

質問への回答は、令和7年4月28日（月）までにHPに掲載することにより行う。ただし、軽微な質問については、口頭等により回答する場合がある。

7審査方法と審査基準

（１）審査方法

提出されたすべての応募書類から書面審査による1次審査を実施する。また、1次審査合格者による2次審査として、プレゼンテーション（15分以内）及びヒアリン

グ（１０分程度）を行う。

なお、提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行う。

２次審査日 令和７年５月８日（木）

※２次審査はWEB会議にて実施する予定であるが、詳細については１次審査合格者の通知の際に併せて通知する。

（２）審査基準

審査にあたっては、以下の基準により評価するので、応募者はこれを踏まえて提案書を作成し、プレゼンテーションを行うこと。

審査事項	審査項目	評価のポイント
提案内容	業務適合性	企画提案の内容が仕様書の「３ 業務目的」を理解し、目的を達成できるものとなっているか。
		企画提案の内容が仕様書の「４ 業務内容」を全て実施できるものとなっているか。
	調査手法	調査の手法・項目が具体的かつ明確に示されているか。
	業務効果	FCV の調達方法は、令和７年９月頃からカーシェアリングが確実に実施できるものとなっているか。
		利用者満足度調査の方法は正確で示唆に富む分析が期待できるものとなっているか。
		FCV 普及啓発イベントの内容は、おおい町内における FCV の認知度向上と利用促進に効果的なものとなっているか。
		FCV カーシェアリング事業の利用促進策や運営効率化の検討方法は、おおい町内での同事業の継続を検討していく上で効果的なアイデアを期待できるものとなっているか。
遂行能力	業務実績	関連する業務実績があるか。
	知見	業務に関する専門的な知識を有しているか。
	実施体制	利用者からの苦情・問い合わせや事故等の緊急事態に迅速かつ適切に対応できる等、実施体制は十分であるか。
経済性	見積価格	提案内容に応じた妥当な見積額であるか。

（３）審査結果

１次審査結果は、応募者全員に通知する。

２次審査結果は、２次審査対象者全員に書面で通知する。

※この審査は、応募者の能力や提案内容を評価するために行うものであり、審査の結果委託先候補者に特定されても、提案書の内容をそのまま了承するものではないので留意すること。

8契約

(1) 契約の相手方の決定方法

審査委員会の審査により、評価が最も高かった応募者を委託先候補に特定する。

なお、審査においては、審査委員の評価の合計点数が一定以上の提案のみを適当な提案として認める。町は、委託先候補者と提案書等の内容を基に、業務履行に必要な具体的な協議を行う。

(2) 契約方法等

町と委託先候補者の協議が整った場合は、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、地方自治法施行令第167条の2の規定に基づき、随意契約による委託契約を締結する。

(3) 特定結果の無効等

委託先候補者が、契約締結までの間に3の各号の一に該当しないこととなった場合には、町は、業務の委託契約を締結しないことができる。その場合において、町は一切の損害賠償の責めを負わない。

(4) 再委託

本委託業務の全てを再委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合には、町に協議のうえ、その承諾を得るものとする。

9提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア提案に応募する資格がない者が提案したとき。

イ所定の日時及び場所にプロポーザル参加の意思表示、提案書を提出しないとき。

ウ同一のプロポーザルに対して、2以上の提案をしたとき。

エ同一のプロポーザルに対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。

オ同一のプロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。

カ提案に関連して談合等の不正行為があったとき。

キ見積書の金額、住所、氏名、もしくは重要な文書の誤脱、または認識できない見積または金額を訂正した見積をしたとき。

クその他、提示した事項及びプロポーザルに関する条件に違反したとき。

10応募先及び問い合わせ先

(1) 名 称：おおい町まちづくり課（担当：浦西）

(2) 所在地：〒919-2111 福井県大飯郡おおい町本郷136-1-1

(3) 連絡先：電話 0770-77-4051

E-mail machizukuri@town.ohi.lg.jp

（土・日・祝日を除く8時30分から17時まで）

11その他

- (1) 提案書の作成、提出経費は全て提案者の負担とし、提出書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は必要に応じて複写することがあるが、使用は町の内部及び1次審査、2次審査の審査目的に限る。
- (3) 本委託業務に関し、町から受領または閲覧した資料等は、町の了解なく公表または使用してはならない。

(別紙様式 1 号)

令和 7 年 月 日

「令和7年度おおい町FCVカーシェアリング実証調査業務委託」提案書

おおい町長 中塚 寛 様

所 在 地 _____
法人(団体)名 _____
代表者名 _____

事業担当者氏名 _____
電話番号 _____
電子メール _____

このことについて、本書のとおり応募します。

(別紙様式 2 号)

質 問 書

おおい町まちづくり課 あて

E-mail : machizukuri@town.ohi.lg.jp

質問日：令和 7 年 月 日

会社名：

担当者名：

T E L：

メール：

業務名：令和 7 年度おおい町 FCV カーシェアリング実証調査業務委託

< 質問内容 >

質問受付期間：令和 7 年 4 月 2 4 日（木） 1 7 時まで

(別紙様式3)

令和7年 月 日

企画提案参加資格誓約書

おおい町長 中塚 寛 様

所在地
事業者名
代表者職・氏名

令和7年度おおい町FCVカーシェアリング実証調査業務委託にかかる企画提案の参加申請にあたり、下記の応募資格をすべて満たしていることを誓約します。

記

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始または民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (3) おおい町から入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- (4) おおい町暴力団排除条例（平成23年おおい町条例第24号）第6条に規定する排除対象でないこと。